

3月末・4月初め

土曜日・日曜日に窓口を利用できます

転入や転出・転居などが増える3月末の土・日曜日、4月初めの土曜日は、窓口業務を利用することができません。

▼利用できる日時

3月26日(土)
3月27日(日)
4月2日(土)
8時30分～17時15分

▼取扱窓口

本庁舎1階町民課

▼取扱業務

下記のとおり。

ただし、内容によって手続きが完了できない場合もあります。詳細はお問い合わせください。
※町税等を納付する場合は、必ず納付書をご持参ください。
国税(所得税等) 県税(自動車税)は納付できません。

火葬料補助金の助成額が変わります

町に住民登録のある方が亡くなり、他市町村の火葬場を利用した場合、その火葬料の補助を行なっています。

この助成額が平成28年4月1日から変更となります。

変更後の助成額は次のとおりです。

| 期 間 | 補助金の額(上限額) |
|--------------|------------|
| 平成28年3月31日まで | 65,000円 |
| 平成28年4月1日以降 | 50,000円 |

※「期間」とは火葬料を払った日です。

問 町民課 内線272

問 町民課

内線272・274

| 取 扱 業 務 | | 取扱窓口 |
|---------|--|----------------|
| 税金などの納付 | ○住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納付 | 町 民 課 戸 籍 係 |
| 証明書等交付 | ○住民票の写し、印鑑証明書 ○戸籍証明書(謄本、抄本) | |
| 申請・届出など | ○住民異動届(転入、転出、転居など)、印鑑登録、戸籍届(受領のみの場合あり) | 町 民 課 |
| | ○国民健康保険業務 | 保 険 年 金 係 |

下水道作品コンクールで5名が入賞!

公益財団法人 神奈川県下水道公社主催の下水道作品コンクールで、応募総数4,543点の中から次の5名が入賞されました。

◇作文の部

入賞 大貫 慧(大磯小)

『下水道管の大切さ』

入賞 吉川 明宏(国府小)

『くらしに必要な下水道』

◇書道の部

優秀賞 鳥海 俐生丸(大磯小)

入賞 高木 仁生子(国府小)

入賞 武本 渚樹(国府小)

表彰式は2月7日(日)小田原生涯学習センターけやきホールで行われました。

問 下水道課

内線214

公共下水道の使える地域が拡大

受益者負担金制度にご理解とご協力を

大磯、東小磯、国府本郷、国府新宿、月京地区の一部の区域で、5月から公共下水道が使えるようになります。

供用が開始(下水道が使用できる)される区域内の土地所有者の皆さんには、「下水道事業受益者申告書」を4月に送付します。

○負担金の納付方法は?

一括納付を推奨しています! 算出した金額を3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。

なお、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合は、当該年度の最初の納期内の納付に限り、納付される年数、金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。(実際は、報奨金相当額を差し引いた金額で納付することになります。)

○負担金の減免など

負担金は、土地の用途により減免になることや、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予する対象となることもあります。いずれも申請が必要となりますので、ご相談ください。また、土地の売買などにより、受益者が変更になった場合は、届出が必要です。

○住民説明会を開催

大磯、東小磯、国府本郷、国府新宿、月京地区の一部の区域内の方を対象に、供用開始に伴う説明会を開催します。

開催日時等は、地区の回覧や区域内に土地を所有されている方に通知をします。

問 下水道課

内線214・224



○負担金の額は?
対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額(1平方メートル当たり377円)を乗じて算出した金額です。
なお、負担金は土地に対して「一回限り」の負担です。